

令和 6 年 2 月議会

生活環境委員会 報告資料

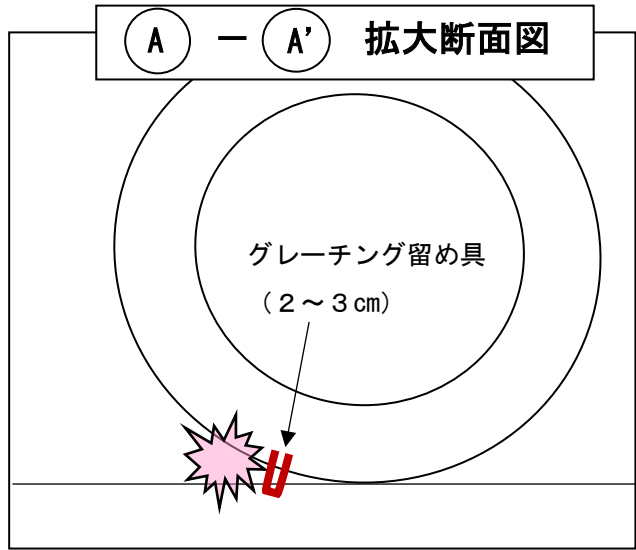
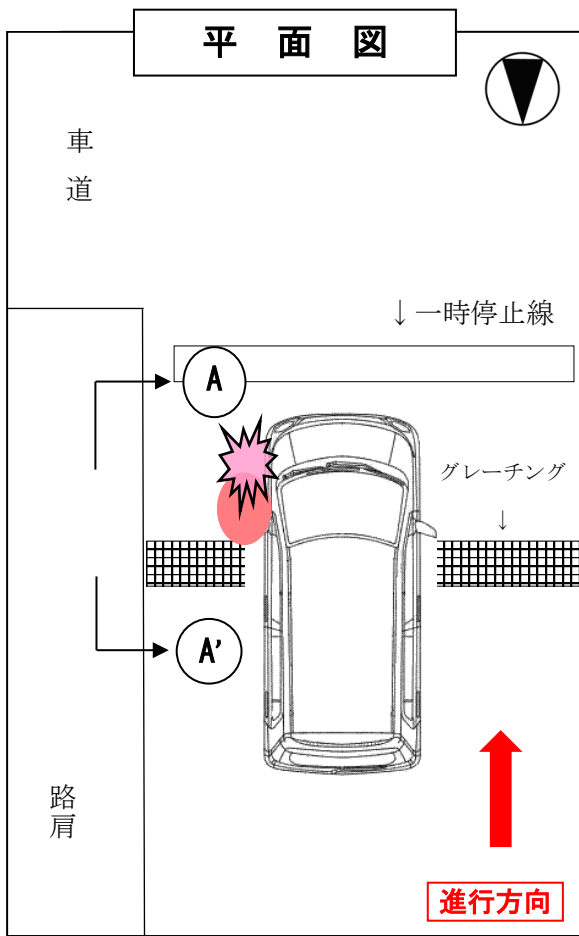
I. 専決処分報告

- | | | |
|-----------|--------------------------------------|-----|
| ○ 報告第 6 号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 1 頁 |
| ○ 報告第 7 号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 5 頁 |
| ○ 報告第 9 号 | 市道路線の認定及び変更に関する専決処分について | 9 頁 |

令和 6 年 2 月

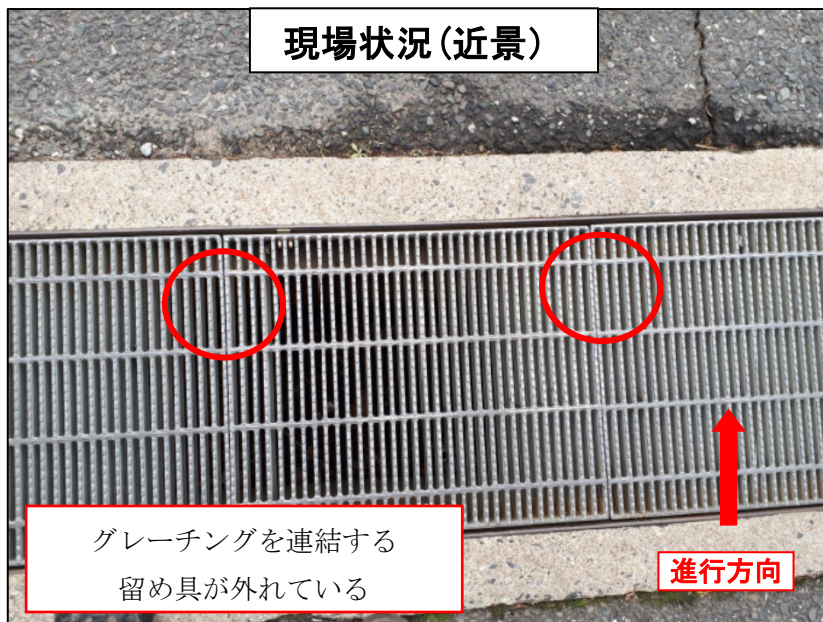
道 路 下 水 道 局

事故概要は令和5年9月議会報告第32号と同じ

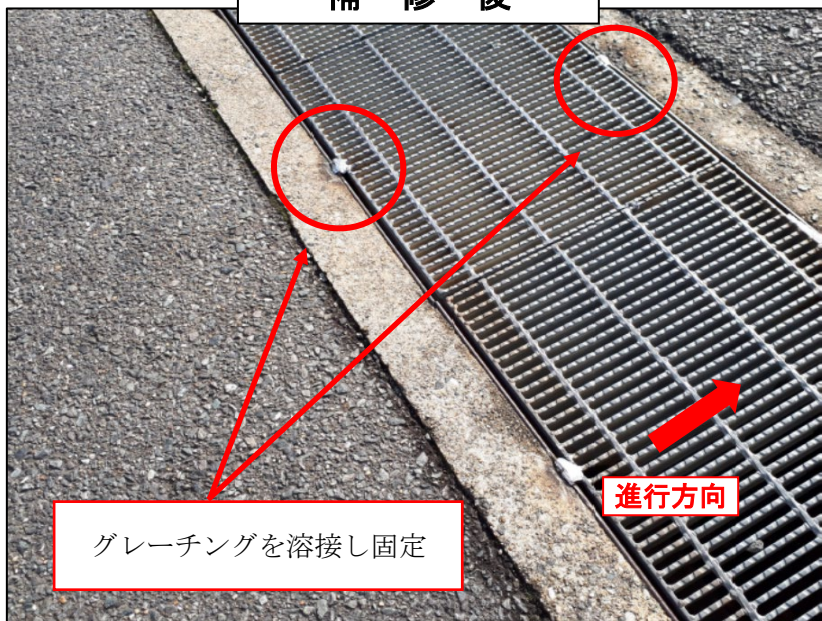


人的損害	0円
物的損害	2,640円
損害額計	2,640円
市の過失割合	10割
損害賠償額	2,640円

(参考) 令和5年9月議会報告第32号
物的損害額 (市10割) 17,000円



補修後



破損状況



報告第7号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和6年1月26日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	1,352円

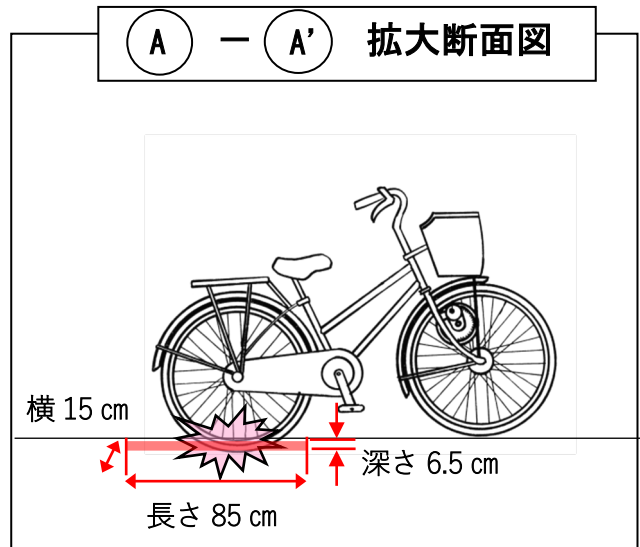
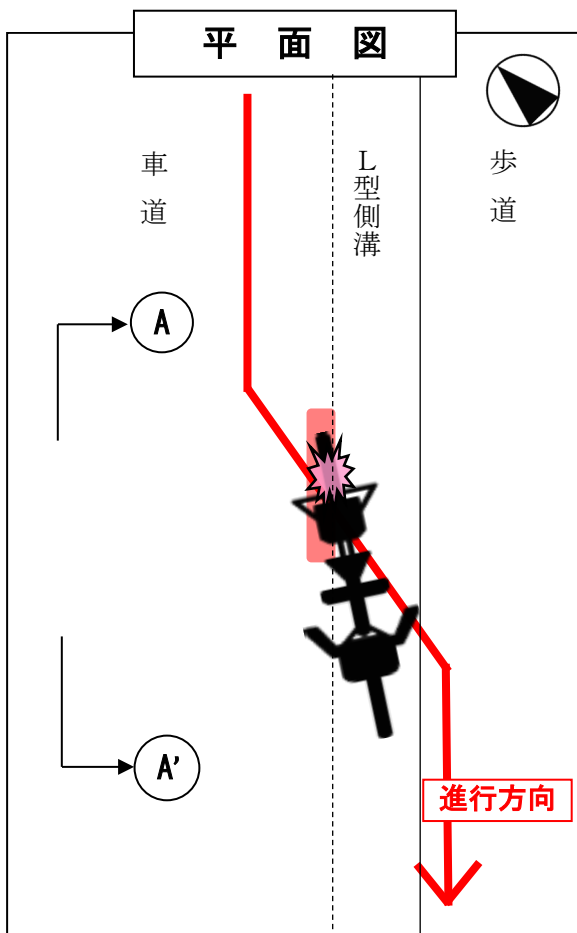
2 事件の概要

令和5年5月30日午前8時頃、相手方〇〇〇〇所有の自転車が、市内博多区綱場町9番20号付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損して段差が生じていたため、当該段差に車輪が接触し、当該自転車が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

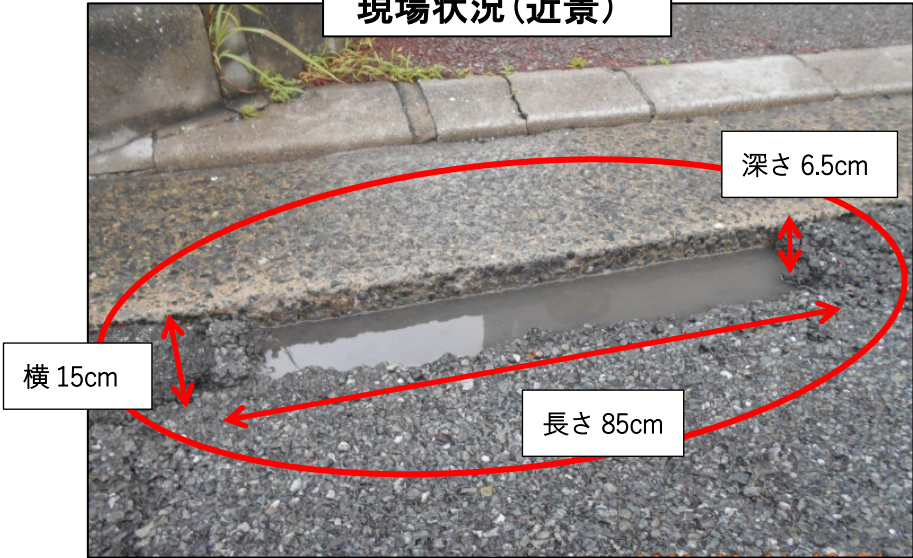


人的損害	0 円
物的損害	3,380 円
損害額計	3,380 円
市の過失割合	4 割
損害賠償額	1,352 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後



損傷状況



本件事故によりタイヤ内のチューブが損傷
(タイヤ部分の損傷は経年劣化によるもの)



報告第9号

市道路線の認定及び変更に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、組合施行に係る福岡市青葉一丁目土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を認定し、及び変更することについて、令和6年1月26日それぞれ次のように専決処分した。

1 路線の認定

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
東 4963	青葉 4963 号線	東区青葉一丁目 801 番 1 地先から	
		同 804 番 6 地先まで	

(以下略)

2 路線の変更

路線番号	路線名	旧 新別	起 点 終 点	重要な 経過地
東 4326	青葉 4326 号線	旧	東区青葉一丁目 656 番 5 地先から 同 660 番 5 地先まで	
		新	東区青葉一丁目 656 番 5 地先から 同 801 番 12 地先まで	

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。
令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

○ 専決処分の内訳 (路線数)

1	認定路線	9 路線
2	変更路線	1 路線
合 計		10 路線

